

高年齢者等職業安定対策基本方針の改正について（案）

1 改正の趣旨

- 少子高齢化の急速な進行により、今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢者が社会の支え手として活躍していくことが重要であり、意欲と能力があれば 65 歳までに限らず、65 歳を超えても働く社会の実現に向けた取組を開始することが必要。
- また、「再チャレンジ支援総合プラン」の行動計画においても、「70 歳まで働く企業」の実現に向けた取組を進めることとされ、「高年齢者等職業安定対策基本方針」を改正することが盛り込まれているところ。
- このため、今般、政府として、年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現に向けて取り組むことを明記するため、当該基本方針の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 第 2 「高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項」に以下の内容を追加。
 - ・ 65歳までの雇用の確保を目標としつつ、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会を実現するための施策に取り組むこと。
- (2) 第 4 の 3 「その他高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項」に以下の内容を追加。
 - 年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現に向けた取組
 - ・ 意欲と能力のある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現を目指すため、65 歳までの高年齢者雇用確保措置の円滑な実施に加え、「70 歳まで働く企業」の普及・促進を図ること。
 - ・ 都道府県労働局及び公共職業安定所において、高齢・障害者雇用支援機構と密接な連携を図りつつ、各企業の実情に応じて 70 歳までの雇用機会が確保されるよう、必要な支援に積極的に取り組むこと。
 - ・ 高齢・障害者雇用支援機構その他の関係団体において、「70 歳まで働く企業」の普及・促進を図るため、事業主への啓発など必要な取組を進めること。

改 正 部	現 行
<p>第2 高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項</p> <p>高年齢者の職業の安定その他の福祉の増進を図るとともに労働力人口の減少が見込まれる中で経済社会の活力を維持するためには、各企業が、法に基づく高年齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は定年の定めの廃止をいう。以下同じ。）のいずれかを講ずることにより65歳までの雇用の確保に取り組むことが不可欠であり、これを積極的に推進する。</p> <p>これにより、平成25年3月末までに、すべての企業において、高年齢者雇用確保措置のいずれかの措置が講じられ、高年齢者が、その意欲と能力に応じて65歳まで働くことができる環境の整備を図る。</p> <p>なお、高年齢者等の雇用対策については、その知識、経験等を活かした安定した雇用の確保が基本となるが、これが困難な場合にあっては、円滑に企業間の労働移動を行うことができるよう、再就職促進対策の強化を図る。</p> <p><u>また、高齢期には、個々の労働者の意欲、体力等個人差が拡大し、その雇用・就業ニーズも雇用就業形態、労働時間等において多様化することから、このような多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保を図る。</u></p> <p><u>さらに、65歳までの雇用の確保を目標としつつ、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会を実現するため</u></p>	<p>第2 高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項</p> <p>高年齢者の職業の安定その他の福祉の増進を図るとともに労働力人口の減少が見込まれる中で経済社会の活力を維持するためには、各企業が、法に基づく高年齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は定年の定めの廃止をいう。以下同じ。）のいずれかを講ずることにより65歳までの雇用の確保に取り組むことが不可欠であり、これを積極的に推進する。</p> <p>これにより、平成25年3月末までに、すべての企業において、高年齢者雇用確保措置のいずれかの措置が講じられ、高年齢者が、その意欲と能力に応じて65歳まで働くことができる環境の整備を図る。</p> <p>なお、高年齢者等の雇用対策については、その知識、経験等を活かした安定した雇用の確保が基本となるが、これが困難な場合にあっては、円滑に企業間の労働移動を行うことができるよう、再就職促進対策の強化を図る。</p> <p><u>さらに、高齢期には、個々の労働者の意欲、体力等個人差が拡大し、その雇用・就業ニーズも雇用就業形態、労働時間等において多様化することから、このような多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保を図る。</u></p>

の施策に取り組む。

第4 高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

1～2 (略)

3 その他高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

(1)～(9) (略)

(10) 年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現に向けた取組

意欲と能力のある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現を目指すため、65歳までの高年齢者雇用確保措置の円滑な実施に加え、「70歳まで働ける企業」の普及及び促進を図ることとする。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所においては、機構と密接な連携を図りつつ、各企業の実情に応じて、70歳以上までの定年の引上げ又は継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止等によって、70歳までの雇用機会が確保されるよう、必要な支援に積極的に取り組む。その際、「70歳まで働ける企業」を奨励するための措置について、その周知及び有効な活用を図る。

また、機関その他の関係団体においては、「70歳まで働ける企業」の普及及び促進を図るため、事業主への啓発などの必要な取組を進める。

第4 高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

1～2 (略)

3 その他高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

(1)～(9) (略)

<参考>

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）

（高年齢者等職業安定対策基本方針）

第六条 厚生労働大臣は、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本となるべき方針（以下「高年齢者等職業安定対策基本方針」という。）を策定するものとする。

2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 高年齢者等の就業の動向に関する事項

二 高年齢者（六十五歳未満の者に限る。）の雇用の機会の増大の目標に関する事項

三 第四条第一項の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上、作業施設の改善その他の諸条件の整備、再就職の援助等、同条第二項の事業主が行うべき高齢期における職業生活の設計の援助並びに第九条の事業主が講ずべき同条に規定する高年齢者雇用確保措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針となるべき事項

四 第九条に規定する高年齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

五 高年齢者等の再就職の促進のため講じようとする施策の基本となるべき事項

六 前各号に掲げるもののほか、高年齢者等の職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

3 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、高年齢者等職業安定対策基本方針の変更について準用する。